

## 講師派遣型研修の対象となる中小企業者等

区 分	対 象
中小企業	中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条において規定される中小企業
組合等	(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接または間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業であるもの (4) 一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人 (5) 共同出資会社（商法の規定に基づく合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社法の規定に基づく有限会社で、3 名以上の中小企業が出資する中小企業であって、その総出資額の 3 分の 2 以上を中小企業が出資し、かつ、構成員たる中小企業の利益となる事業をその目的とするもの） (6) 任意グループ（構成員のうち、中小企業が 3 分の 2 以上を占め、中小企業の利益となる事業を行うもの）

上記に該当する場合でも、みなし大企業の要件（以下の要件）に当てはまる場合は、対象となりません。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業